令和８年６月
国　税　庁

「相続税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）及び公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）等の施行等に伴い、「相続税法基本通達」（法令解釈通達）及び「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）等を次のとおり改正するものです。

【主な改正のポイント】

公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）の施行に伴い、公益信託に係る相続税及び贈与税の課税関係の見直し及び相続財産を公益信託の信託財産とするために支出した場合の相続税の非課税措置の改正等が行われたことなどに伴い、法令解釈に当たり留意すべき事項等を定めるほか所要の取扱い等を整備する。